平成２９年（フ）第８５号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
破産者　山口　信行
1　破産債権の届出期間　平成29年５月12日まで
2　一般調査期日　平成29年６月12日午後２時
平成29年３月31日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の特別調査期間

平成２８年（フ）第２６７号
宮崎市佐土原町下那珂4518番地244、前住所　宮崎市中村西１丁目５番30号　プチ・フルール101号
破産者　熊谷　　健
特別調査期間　平成29年５月８日から平成29年５月15日まで
平成29年３月31日　　宮崎地方裁判所破産係

債権者集会招集

平成２８年（フ）第３７５２号
大阪市西淀川区歌島２丁目２番12号
破産者　株式会社元気一
1　期日　平成29年４月26日午前11時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年３月31日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２８年（フ）第３２号
鹿児島県奄美市名瀬真名津町17番３号
破産者　迫地　信章
異議申述期間　平成29年５月31日まで
平成29年３月31日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２２５号
奈良県御所市大字池之内323番地
破産者　米田　保清
免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
平成29年３月30日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２０３４号
東京都中央区日本橋３丁目３番11号第一中央ビル６階
清算株式会社　株式会社ＫＨＰ
代表清算人　小野　良文
1　決定年月日　平成29年３月31日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第２０３５号
東京都新宿区新宿５丁目11番30号
清算株式会社　株式会社ＮＩＳリアルエステート
代表清算人　小関　義行
1　決定年月日　平成29年３月31日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第８号
静岡県浜松市東区材木町38番地
清算株式会社　ＴＭ株式会社
代表清算人　松田　耕治
1　決定年月日　平成29年３月31日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

平成２９年（ヒ）第２号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目31番20号
清算株式会社　アトラス株式会社
清算人　香山　卓哉
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（ヒ）第３号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目31番20号
清算株式会社　武玄建設株式会社
清算人　香山　卓哉
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所尼崎支部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０９５号
東京都千代田区丸の内２丁目７番２号
清算株式会社　フレスコ株式会社
1　決定年月日　平成29年３月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２０７４号
東京都千代田区神田和泉町１－９－１菱和パレス秋葉原駅前906
清算株式会社　旧ポニー製菓株式会社
代表清算人　小川　洋一
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅孫損害金の免除
協定債権のうち開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の弁済及び免除
⑴　清算株式会社は、資産の換価が全て終了した日から１カ月以内に、以下の表の弁済金額を当該債権者に支払い、弁済時に、債権額と弁済金額の差額について免除を受ける。
⑵　上記⑴による免除は、協定債権者が清算株式会社の保証人に対して有する権利には影響を及ぼさないものとし、保証債務の附従性の例外として、保証債務は消滅せず存続するものとする。
第３　追加弁済
⑴　上記第２⑴の弁済後、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を、控除してなお残額が存する場合は、協定債権者に対し、当該残額を協定債権額で按分して支払う。
⑵　清算業務終了後、清算株式会社に新たな財産が発見された時は、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。
⑶　上記⑴及び⑵による弁済を行った場合は、前記第２⑴に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として前記第２⑴に基づく弁済時に遡って効力を失う。
（表省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

決議に付する決定

平成２８年（再）第９号
岐阜県多治見市東山２丁目８番地の９
再生債務者　加納　隆二
1　決議に付する計画案　平成29年３月２日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成29年４月28日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成29年４月21日
平成29年３月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第１８１号
千葉県船橋市習志野台４丁目57番１－703号
再生債務者　吉村　高志
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年４月18日まで
4　一般異議申述期間　平成29年５月２日から平成29年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係